史料解説

平尾魯仙「家訓提要」について

佐

藤

和

夫

念す。安政二年松前を遊歴し、 諧を学んだ。十八才のとき草坡同門の鶴舎有節と計り遊学のため出郷を いよいよ進んだ。天保八年、三十才で家業を弟に譲り、 企てたが果さなかった。 から学問を好み、 蘆川、魯僊、宏斎、 ころの津軽の画人で、国学者。名は亮致、 通称初三郎 平尾魯仙、文化五年(一八○八)─明治十三年(一八八○)、幕末の さらに毛内雲林に師事して画道を修めた。また内海草坡に書法と俳 雄山など。弘前紺屋町の魚商小浜屋に生まれる。 松田駒水に経史を学ぶ。画才を認められ工藤五鳳につ のち百川学庵・今村慶寿(溪寿)について学芸 箱館で異人を見る。 (八三郎)。 画業と文筆に専 幼時 別号

好み門 平田鉄胤の門に入り、 異聞を集めた「谷の響」・「合浦奇談」をはじめ、「松前紀行」・「箱舘 山形岳泉らいずれも明治の弘前画壇の中心となる。魯仙は、 の青森行幸の際、暗門瀑布図などの画作を天覧に供す。明治十三年没。七 この頃から有節、今村真種らと平田派の皇学を究め 画道の門人多数あり、 人佐藤仙之 (蔀) 鉄胤没後の門人帳に名を連ねた。 その志をつぐ。 高弟三上仙年、工藤仙乙はじめ、 著書するぶる多く、 明治九年、天皇 元治元年江戸の また考古を 民間の奇事 山上魯山、

人名大事典』執筆森山泰太郎氏)。宏斎抄誌」一五〇冊に刻苦勉学のあとがうかがわれる(以上、『青森県夷人談』・「幽府新論」などあり、なかでも群書を博覧し抄録した「

魯仙は津軽から離れることなく、

かなり異才を発揮した人物であった

節を設け紹介している。 の著述した「家訓提要」の存在によっ の表述した「家訓提要」の存在によっ のを設け紹介している。 私が のを設け紹介している。 のを設け紹介している。 のを認い文章の中によく描き出されている。 私が

とが末尾に附記してある。 筆本で、その外孫土岐安子が外崎覚に托して東京図書館に寄贈したとの人で画家平尾魯仙(名亮致・通称初三郎、明治十三年二月歿)の自国立国会図書館に『家訓提要』と題した一本がある。この書は弘前

その附記とは、

右家訓提要壱冊、平尾魯仙自筆也其外孫土岐安子托余寄贈之於東京図

書館 外岐覚

となっている。

郎氏 であった。 書館所蔵原本については記載がない。 近藤氏の著書のそれと比較してみた。 のため実見できなかった。 く出かけた上、請求したのだが、 館所蔵本とどうかかわかるのか興味を抱いた。早速、 そして偶然にも「家訓提要」一冊が出品されていたのをみて、 物・絵馬を含めた書籍・画帖その他の魯仙の遺作一八四点が一堂に展観 され、折よく実見することができた私はそのすばらしい 「平尾魯仙」 「没後百年記念、 所蔵する弘前市立図書館からコピーを送附してもらい、 昭和五十四年十月二十一日から十二月二日まで、 「国書総目録」には国会図書館本は写本としてある。 、陸奥史談第三六号、 平尾魯仙展」が開かれ、 弘前の会場でみたものはまぎれもない原本で 目下所在不明という奇怪な職員の返答 結果は、 編者の手落ちであろう。 昭和四十年) 外崎覚の奥書以外は同文 国会図書館で閲覧すべ 屏風・衝立・扁額 で紹介された家系 迫力に圧倒された。 弘前市立博物 国会図書 成田末五 弘前図 内容を 軸

ミスかもしれない。国会図書館本を実見できないので疑問のままにしておくなっている。外岐覚は外崎覚であるとすれば、附記の自著名を間違える出身となっている。やすの弟千代助には二男忠男氏があり、東京在住と出まと、 魯仙の娘で土岐家に嫁いだ女性の娘に「やす」がおり女高師

--

「家訓提要」の冒頭に石居兼松成言の撰幷書の序文がある。

序

徴序、 国天下亦不外於此而己矣、務本之要、 在国、 諄々懇篤、 処而後行之謂也、 地山水之景況、 **吾魯仙翁好讀書善絵画、** 書有言日、 々之本在家、 因申前言、 悉修身斉家之警語、予既批之其尾日、 若跣弗視地、 其所著亦審乎、我闔境古今之事跡、 非得務本之要者、 以塞責云、 家之本在身者、 **厥**足用傷、 々富膽也、 安能如斯哉、 書該博也、 而不翅修身斉家之警語、 葢謂人應知己立足処 貽厥之礎、 然其所作、 其何過之々有、 孟軻氏所謂天下之本 須著一編以教誠児孫 此無他先知己立足 而後1 専詳於我土 施之乎、 行也、 今後

明治六年第三之一日八々翁石居兼松成言撰幷書

武之助(大隈守承祐)が弘前城で安政二年七月早世した。継嗣問題がお世子の侍読となり、監察(目付役)などもつとめた。養育奉仕した世子軽江戸常府の家に生れ、昌平黌に学び舎長をつとめる程の学才を発揮、明治六年(一八七三)兼松石居、六十六才の時である。兼松石居は津

入って東奥義塾創立頭取教授となるなど、その学識ぶりを充分に発揮し 塾麓沢堂を開き、 紀行」を著わし、 蟄居するが、 となり、 石居は血統論グループの理論的指導者とみなされ、 が聟養子ときまり落着した。 こり藩論は他家から養子を迎えるという意見と、)意見を強硬に主張した。 を迎えるという意見に二分され、 安政四年二月江戸を離れ弘前住まいとなった。 蟄居が解けた後も弘前に暮らし、 書院番に列し経学士を兼ね、 藩校稽古館小司となり、 結局、 寛五郎-承烈、 熊本藩主細川越中守斉護の四男寛五郎 石居は血統尊重論の立場から後者 「津軽前譜」を草し、 承昭第十二代藩主である。 その間、 「藩祖略記」を献上、 武之助弟 国下りの上蟄居処分 以後三年五ケ月 領内巡遊「東浜 (当時黒石藩 明治に 私

十年十二月六十八才で亡くなった。修史局に献上された。このあと弘前に帰り東奥義塾で講義中発病、明治史編纂に従い、翌年には「津軽旧記類」十五冊を完成、旧藩主承昭より史編纂に従い、翌年には「津軽旧記類」十五冊を完成、旧藩主承昭より出額、明治七年九月、津軽家の招きにより上京、樋口建良、下沢保躬らと藩

た。

となったものであろう。は、階級や身分の距てなく肝胆相照らす間柄であったことが、この序文は、階級や身分の距てなく肝胆相照らす間柄であったとが、この序文離れなかった天才画家の平民と、中央のエリートであった俊才の石居と善魯仙はこの時七十才である。ほぼ同年代と云うべきであり、津軽から

以下、各条毎に具体的な解説が施されている。まず目録をかかげてみる。家訓提要は二十七カ条より成る。冒頭にまず目録二十七カ条を列挙し、

(一部当用漢字に直して記す。)

、朝憲ヲ遵奉シテ禁戒ヲ凌犯為ヘカラサル

二 二親ニ孝ヲ尽スヘキ事

三 職務ヲ勤励スヘキ事

五 食糧ヲ貯畜シテ荒年ノ災難ニ充備スヘキ事四 合家和親ハ繁盛ノ基不睦ハ衰微ノ元タル事

六 隈逼ヲ刷清シテ諸具ヲ點視スヘキ事

八 神ヲ麁畧ニシ佛ニ密ナルハ悖礼タル事

七

夙二

起テ二親ヲ訪問シ神明及ヒ列祖ノ庿

ヲ拝スヘキ事

九 火ヲ清潔ニシテ謾ニ穢スヘカラサル事

十 入ヲ計リ出ヲ量リテ冗費ヲ省略スヘキ事

士 低屓曳旋スヘカラサル事

吉 勝貿ノ害ノ事

吉 倹吝ノニヲ弁了スヘキ事

古 子弟ヲ産鍼スル事

玄 学問ハ実学ヲ要スヘキ事

大 妻ヲ刑ル事

式 子婦ヲ師ル事

〒 女児ヲ教育スル事

兰 子弟判秩ノ事

兰 奴婢庸保ヲ使フ事

三 客タル時ノ注意ノ事

茜 亭主タル時ノ注意ノ事

芸 摂生ヲ緊要スヘキ事

芸 盗火預防ノ事

某

総論

スヘキ事」という具合である。モノ、当然タルベキ事」、第三条は「職務ヲ勤励シテ詐欺ナク正慤ヲ要は若干表現が異っている。 例へば第二条は「二親ニ孝ヲ尽スハ人タル右の目録は以下の各条文の目録見出しになっているが、本文見出しと

ある。とのととは総論(廿七条)によくあらわれている。る。そのかぎりにおいては儒教的家族主義の典型的家訓とも云うべきでな教訓で家の維持について家族の守るべき規範をとまごまとつらねてい目録だけでも充分うかがい知られるように、第一条を除いては実際的

端厳 在リ、 右、 養育スル 勤励スルノ本ハ挙家和睦ニアリ、 本ハ家ヲ修ルニアリ、 件ノ旨趣常ニ心ニ存シテ忘失スヘカラス、 主人ノ教戒正シカラサレハ挙家和睦セス、 コト能 テ属類ヲ教戒シ、 職務ヲ勤励セサレハ家修ラス、 ハス、 故ニ主人タルモノ依テ来ル本原ヲ体認シ、言行 家ヲ修ルノ本ハ職務ヲ勤励スルニアリ、 家道興隆ヲ営ムコト緊要タルヘシ、 挙家和睦ノ本ハ主人ノ教戒正シキニ 親ヲ養ヒ妻子ヲ育ム 家修ラサレ **学家和睦** ハ親妻子ヲ セサレハ職 汝子弟 職務ヲ

等熟クコレヲ思念セヨ

• 八 \equiv 重視、 実的である。 の心遣い(廿二)等の対人関係、 冗費の節約(十)、借金(十一)、貸売(十二)、倹約と吝の弁別 ている。 嫁・女児(十八・十九・二十)、分家(廿一)、とそれぞれ詳細に述べ 中での一家の長の権威を強調している。 の目的で書かれるのだから当然このような教訓になってゆく。 妻子、という論旨の明快さは修身斉家治国平天下の秩序観であり、 内容であるが、 を強調、主人としての姿勢(廿四)、客の応待(廿三)、使用人へ · 九)、 子弟の産毓(十四)、青年の飲酒 妻子一斉家 家庭運営職務精励(三)、食糧備畜(五)、諸家具の点検(六) 以下とれらの各条文について検討を加えてみる。 その他摂生・防火 血縁については親孝行(二)、家族の親睦 職務 一挙家和睦 (廿五・廿六)等多岐に亘り、 学問の奨励 主人教戒—学家和睦 家訓は本来「家」の存続のため (十六)、遊観(十七)、妻・ (十五)、信条・信仰 職務 9 かなり現 その 親 $\widehat{}$ の

四

まり政令や官吏を批難することはよくない。 に適さない面も出てくるが、 に従って改廃さるべきものである。 はこの感覚がよく表現されている。 の立場から比較的客観的に時流を読みとっていたようである。第 |仙は平田鉄胤門の国学者である。 慎んで理解しなければならない。 そのため国民は改廃により一己心情 法律は治国安民のためであり 国家への忠誠という点では、 もし、 政令に大きな誤まり 不平のあ 一条に 町人 時

陋説ト雖善言ニ於ハ御採用ニ成ル」べき時代だから、と述べているとといます。 いますがあるなら建白するがよい。「大政御一新ノ故ヲ以テ言路ヲ開披セラレ ヲ頂 べきだろう。 ている。 の者へ教訓し、 のである。 の一民 は注目すべきであろう。明治六年にこのような識者の感覚は板垣退助ら わりを戒め、 テ」騒がしく嘲誹するのは下々の云い草で、暗やみの渋面のようなも 奉 テ奉戴シ是非好悪ノ議論必ス為ヘカラス」、主人たるもの能く家中 ルオ智モナク庁権ヲ押ス力量モナクシテ空尓ニ巷談ニ倚リ風説ヲ採 . 撰議院設立建白」と一脈相通するものと云えよう。 政治へ 「御政体ノ旨趣ハ下民ノ関リ知ル所ニ有サレハ時々ノ御布告 の関心は否定しないが、 かりそめにも誹謗の談のないように注意せよ、と結論し に識と責任ある言動を求めている。 「大政御一新ノ故ヲ以テ言路ヲ開披セラレ、 岡目八目の横丁談議の軽芸なか 魯仙の政治観と云う 「然ニ建言

の魯仙の思想は、 りながら、 域ニシテ大陽 は他人の親に孝養をつくすようなもので、 なるがゆえである。 主トシ子孫繁殖ヲ要シテ万事殷賑タリ、 ノ式最精密ナルハ悖礼タルヘキ事」に明確である。 仏道は寂滅を主とし、子孫絶え之万事凄凉たるものである。神主排仏の 皇国ニ於ハ彼ト比並スヘキニアラス」、その独自性とは「神真ノ本 又尊内卑外ヲ唱フルハ各其国ヲ崇敬スル私言ニシテ、万国僉然リト 仰については、 神明及び祖先の霊祀をそまつにし、 ノ初テ出ルトコロ国土ノ創テ立ルトコロ実ニ万国ノ元首」 第九条 第八条 したがって、 「毎朝竃炉ヲ麗払シ火ヲ清潔ニシテ謾ニ穢スヘカ 「神明ヲ拝スルノ礼甚麁略ニシテ仏陀ヲ拝 この尊崇すべき国に生れ神の苗裔に在 是非好悪言ヲ俟スシテ明ラカナ 天理・人倫にそむくものであ 外来の仏教を重んずるの 「神ノ道ハ発生ヲ

雖

ル

ナレト いる。 ナリ、 泉ノ縁由有ヲ以テ忌セ給フ所ニシテ、古今コレヲ慢凌シテ災害ノ蒙リシ えるものでないゆえをもって軽蔑してはならない。 七条に「不潔ハ神ノ憎マセ給フ所」であり、 ある。これも嘲笑するのは皇国の原道を知らないものである、と戒めて ラサル事」にもつながる。 ノ尠 故期ニ臨テ神ヲ顕シ物ニ応シテ霊ヲ示ス事今猶アリ、 身だしなみ、 モ声ヲ聞き闇昧ナレトモ形ヲ見ル、 ナカラス」、それゆえ穢すことがあれば祓除して罪を謝すべきで 環境の整備は 「神明ハ不潔ヲ悪ム中ニ就テ火ノ穢ハ神代黄 一切が神明への崇敬のためである。 故昧サル所ヲ戒慎シ聴サル 神明人霊はまのあたりに見 「必ズ幽府ニ在テ盛 所謂、

モ

歴史・地理・物理・医・農・兵学等を選択せよ、 学第一(十五条)とする。 するかのようであるが、自身の反省と願望が右のような学問観に至った 11 0 の欠点におちいり易く、 と上昇する。日々の用に必要な緊要の学をはじめに学び、その上経済 もの、 奥儀をきわめるべきである、と述べている。 魯 苮 の生活態度に一貫しているのは現実主義である。 とみずから戒めている。 余り奨励すべきではない。 帳簿・書信・算勘を基礎に修身・国家・ 一見画家としての魯仙の生き方と矛盾 琴棋書画と共に実用に遠 詩歌連俳の文芸は 博識よりも一つの 子弟の学問は実 神へ 敗 道 産

程述べていることからよみとれる。 商人としての経験を持つのであるから、 三十才で家業(魚商) を弟夫婦に譲ったといわれているが 入を計り出るを量るは家政第一の 実利主義の感覚は各所にくど 魯仙 自身

6)

ものと思われる。

ヲ恐懼スト云リ」と述べている。

げた貨財を借りて、その理解もなしに自己の利にはしるのは敷かわしい 訳ばかりで、そのうち暴言を吐くようになろう。苦心労働の結果積み上 財を売って反済に宛てよ、 緊要(十条)、借金をしてはならない、 ことを戒めている。 の損失を憂えることよりもそのことによって生ずる人間関係の失われる する場合は、その日の欠損として扱い不平を残さぬようにせよ。 ことである。 ないのが当然という態度に変り、五人ははじめから返す意志はもたず言 貸売したうち、二人位は返済するが三人は繰越しを続け、ついには返さ 売たるものは現金主義にて貸売は避けるべきである (十二条)。十人に などられよう。その逆の場合は英断ありとて信用が倍加するだろう。 泥棒と同じ手合である。 遅れる程気持の整理もつかず、 よく相手を見て、止むなく貸売を もし借金したなら惜しみなく家 世間からもあ と財産

が、い。 される。得るを知て失うことを知らない「獃子」の為るところ、と手きために家族にさえ貨財の消費を惜しみ、そのため家庭内の円満さえ破壊途を明確にしないままの蓄財を軽蔑するのである。己の欲望を充足する倹約とケチの区別も重要である(十三条)。ケチは心のみにくさ、用

無惨さを詳細に例示している。 (五条)、そして「面視スル所」の餓死者の遺骸の野に棄てられているにあったと思われる。「熟往昔ヲ考ルニ、遠キハ七十年及至五十年、近キハ三十年前後ニ有ト雖、近年ニ至テハ六筒年ノ間ニ三筒度ニ及フ巳申」を入り、その考えの根底は大災による凶作の結果から発生した非惨さの見聞が、その考えの根底は一般の備蓄についても詳しいが、これは津軽地方の江戸時代から深刻

子弟への教育やしつけについてもきびしい(十四条・十六条・十七条)の域を出ていない(二十条)。「凡テ婦婦女子についてはよくその性質をみきわめている(十八条)。「凡テ婦婦女子についてはよくその性質をみきわめている(十八条)。「凡テ婦婦の方の心得べき嫁への接し方に重点がある。子女については「女大学」がの方の心得べき嫁への接し方に重点がある。子女については「女大学」がの方の心得べき嫁への接し方に重点がある。子女については「女大学」がの域を出ていない(二十条)。

となった場合の熊度、客を招くときは部屋をきれいに衣服を改め、分相遅参、座席の位置、飲食の作法、中座、言葉使い、宴の切り上げ時等客がわれる。この他者への謙虚さは接客熊度の戒めとなってあらわれていたけにならない(二十二条)。

Ŧ

供

いの者への心遣い等に及んでいる。

応の酒食、夫妻交互に応待、

酒のすすめ方、

長座をきらってはいけない

全般的に内容は大きな特徴はみられない。明治初期の知識人・芸術家

使

|用人に対しては、かれらも人の子であるから無法な働かせ方使い

方

の知識的町人層の上昇過程がみられる。の知識的町人層の上昇過程がみられる。として、一つの専門領域を確立し、思想信条の面では国学者として体制として、一つの専門領域を確立し、思想信条の面では国学者として体制として、一つの専門領域を確立し、思想信条の面では国学者として体制として、一つの専門領域を確立し、思想信条の面では国学者として体制

訓本来の戒めとなる。(跋文)」し、「肺肝ニ鐫録シテ必忘失スベカラズ(三条)」という家の方針を理解し協力してゆかねばならない。「汝子弟等熟クコレヲ思念得の強調は、一家の平和と繁栄は家長の責任であるからで、家族は家長「主人タル者」の強調は十五カ条に及んでいる。一家の長としての心

ば、本家訓は、家訓らしい家訓、と云えよう。(捜真女学校中高等部教諭)が当ることが多く、当り前のことながら実行を忘れ、現実が反対の生活い当ることが多く、当り前のことながら実行を忘れ、現実が反対の生活に陥っていることに愕然とさせられる。当り前のことを常に反覆反省させられるために家訓の存在は、一家の精神的支柱になっていたであろうせられるために家訓の存在は、一家の精神的支柱になっていたであろうせられるために家訓の存在は、一家の精神的支柱になっていたであろうせられるために家訓の存在は、一家の精神的支柱になっていたであろうさい当るとはがある。しかし改めて一語一語読み下してゆくと、思識的なことが多く、当時である。